

各位

平成 28 年 5 月 23 日
株式会社 Gleaner

ユニバーサルサービス料の改定について

平素は「Gleaner Mobile」「Gleanr 光」をご愛顧頂き厚く御礼申し上げます。

株式会社 Gleaner(所在地：大阪市中央区、代表取締役：深瀬 尚也)は、電気通信事業法に定められた電話のユニバーサルサービス制度の番号単価（1 番号当りの負担額）の改定に伴い、平成 28 年 7 月利用分（平成 28 年 8 月ご請求分）からのユニバーサルサービス料を 1 電話番号当たり月額 3 円に改定いたします。お客様におかれましては、ユニバーサルサービス制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます

■ユニバーサルサービス料

現行（平成 28 年 6 月ご利用分まで）	改定後（平成 28 年 7 月ご利用分から）
2 円/月（税抜）	3 円/月（税抜）

■改定日

平成 28 年 7 月 1 日

■ユニバーサルサービス制度

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社によるユニバーサルサービス（加入電話・公衆電話・緊急通報）提供の確保に必要な費用の一部を、通信事業者全体で電話番号数に応じて負担する制度です。当社では、ユニバーサルサービス制度の趣旨に照らし、お客さまのご利用になる電話番号数に応じてユニバーサルサービス料をご負担いただいております。

本お知らせに掲載されている内容、サービス、商品の内容、仕様、その他の情報は、発表日現在の情報です。予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。